

恵那市婚活支援事業業務委託プロポーザル実施要領

恵那市婚活支援事業業務委託事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施します。

第1. 事業の目的

本業務は、持続可能な地域づくりを推進するため、非婚化・晩婚化への対策として、将来結婚を希望する独身者に対し出会いの機会を提供することを目的とする。

第2. 概要

1. 委託業務名

婚活支援事業業務委託

2. 業務内容等

別紙「恵那市婚活支援事業業務委託仕様書」のとおり

3. 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4. 委託費の上限

5,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

※委託契約の額は、市の予算の範囲内において、業務委託仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とします。

5. 選定方式

公募型プロポーザル方式

第3. プロポーザルに係る事項

1. プロポーザルの参加要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる事業者であって、以下のアからカまでの条件を満たすものとします。

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- エ. 恵那市からの指名停止措置を、プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- オ. プロポーザル参加申込時点で、国税及び地方税の滞納がないこと。
- カ. 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

2. 提出書類

ア. 参加申込書（様式第1号） 1部

イ. 提案者概要書（様式第2号） 1部

ウ. 企画提案書（表紙は様式第3号、それ以外は任意様式） 正本1部、副本6部

- ①企画提案書は、提案者の企画提案力等を評価するために必要な資料となるため、仕様書に記述のない部分は、提案者自らの経験、調査等をもとに作成し、提案内容の充実に努めてください。
- ②企画提案書が、審査委員会におけるプレゼンテーション資料となります。（プレゼンテーション当日、提出済みの企画提案書以外の資料等の配布は認めません。）
- ③企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型又は横型（一部A3版資料折込使用可）で片面印刷とします。
- ④後述の評価項目（第4.2.エ）に留意し、次の項目を企画提案書に含めてください。
 - ・事業実施方針
 - ・実施体制
 - ・全体スケジュール
 - ・広報・募集計画
 - ・企画案（詳細なイベント企画を1つ提案してください。）

エ. 仕様書に規定する事業に要する経費の見積書（任意様式） 1部

オ. 同種又は類似業務実績書（様式第5号、第5号の2） 1部

3. 提出期限

6. ア. スケジュールのとおり

4. 提出方法

持参、簡易書留郵便又は宅配便で提出してください。簡易書留郵便又は宅配便の場合は、提出期限までに必着するように手配し、電話で送付物の到着確認をしてください。

5. 提出先

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

恵那市役所 まちづくり企画部 移住定住推進室 担当：荒川、田中（0573-26-6811）

6. プロポーザルの日程等

ア. スケジュール

項目	日程	提出書類
①実施要領等の公表	令和8年6月1日(月)	
②質問の受付	令和8年6月1日(月)～ 令和8年6月15日(月) 12時必着	第3.6ウ①の電子データ
③参加申込受付期間	令和8年6月1日(月)～ 令和8年6月15日(月) 12時必着	第3.2 ア、イの書類
④審査委員会の通知	令和8年6月17日(水) 予定 (参加申込者全員に電子メールにて)	
⑤企画提案書受付期間	令和8年6月1日(月)～ 令和8年6月22日(月) 12時必着	第3.2 ウ～オの書類
⑥審査委員会	令和8年6月25日(木) (予定)	
⑦審査結果の通知・公表	令和8年6月29日(月) (予定)	

イ. 実施要領等の入手方法

実施要領等は、恵那市ホームページから入手してください。(移住定住推進室窓口又は郵送での配布は行いません。)

ウ. 実施要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

①質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式第4号)を移住推進定住室宛に電子メール(メールアドレス enagurashi@city.ena.lg.jp)で提出してください。

②回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上で公開します。また、質問回答の公表をもって、本実施要領等の追加又は修正とみなします。

エ. プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格、又は無効となることがあります。

- (1)本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2)他のプロポーザル参加者(以下「参加者」という。)と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3)事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- (4)企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5)審査委員会終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- (6)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

③複数提案の禁止

同一の参加者から複数の企画提案書の提出は認めません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

(1)参加者は、参加申込書を提出していても、企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとします。

(2)参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。

(3)提出された企画提案書等は、恵那市情報公開条例(平成16年恵那市条例第14号)に基づく情報公開請求の対象となります。

(4)企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を移住定住推進室に持参又は郵送で提出してください。(審査委員会前日の17時必着)

オ. 見積書作成にあたっての注意事項

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額としてください。

②消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(二重に消費税を加算しないよう注意してください。)

第4. 評価に係る事項

1. 審査、評価方法

ア. 企画提案書を審査、評価するため「恵那市婚活支援事業業務委託プロポーザル審査委員会」を設置し、審査員による非公開の評価を行います。

イ. 審査委員は、審査項目に沿って提案者の企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容について評価を行い、企画提案力、業務遂行能力等を審査します。

2. 審査委員会

ア. 開催日 令和8年6月25日(木)(予定)

開催時間、場所等は、6月17日(水)予定までに電子メールで参加申込者に通知します。

イ. 企画提案の所要時間(予定)

プレゼンテーション 20分間

審査委員からの質疑 20分間

ウ. 注意事項

- ①プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて行ってください。
- ②審査委員会への出席人数は3人以内に行ってください。
- ③プレゼンテーションは本業務を主で担当する者が行ってください。
- ④パソコン、プロジェクター、スクリーン等は市側で準備します。
- ⑤審査委員会当日の資料配布は認めません。
- ⑥司会進行役のスキルを評価するために、司会進行役のプレゼンテーションを本人が行ってください。本人の参加が困難な場合、過去のイベントにおける活躍の様子や雰囲気分かる動画等を放映してください。

エ. 評価項目

下記の項目で評価します。(詳細については、別表1の通り)

- ①業務実施体制
- ②業務実績
- ③提案内容の的確性
- ④提案内容の独創性
- ⑤提案内容の実現性

3. 契約交渉の相手方

上記の評価基準に基づき審査委員会において評価を行い、平均点（審査員全員の得点を合計し、その合計を審査員数で割った数）が最も高い提案者（以下「最優秀提案者」という。）を契約交渉の相手方とします。

4. 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても、審査委員会を実施し、評価の結果において平均点が50点以上のときは、当該提案者を契約交渉の相手方とします。基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は該当なしとします。

5. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、審査委員会開催後、参加者に文書で通知するとともに、恵那市ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ・最優秀提案者及び評価の平均点が最優秀提案者の次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。以下「次点者」という。）の名称

第5. 契約の締結

1. 契約までの流れ

選定した最優秀提案者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、令和8年7月31日（金）までに契約を締結します。仕様は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と市との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、市の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。なお、選定した最優秀提案者と市の間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、次点者と協議を行うこととします。

2. 競争入札参加資格者名簿の登録

最優秀提案者（最優秀提案者との協議が整わなかった場合は次点者）は、契約を締結する日までに恵那市競争入札参加資格者名簿（役務提供）への登録手続きを完了してください。

第6. 業務の適正な実施に関する事項

1. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができます。

2. 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1. 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、恵那市は契約の取消しができます。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

2. その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害、感染症及び伝染病の流行、その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。